

下水道でさわやか生活

公共下水道の使用区域を拡大

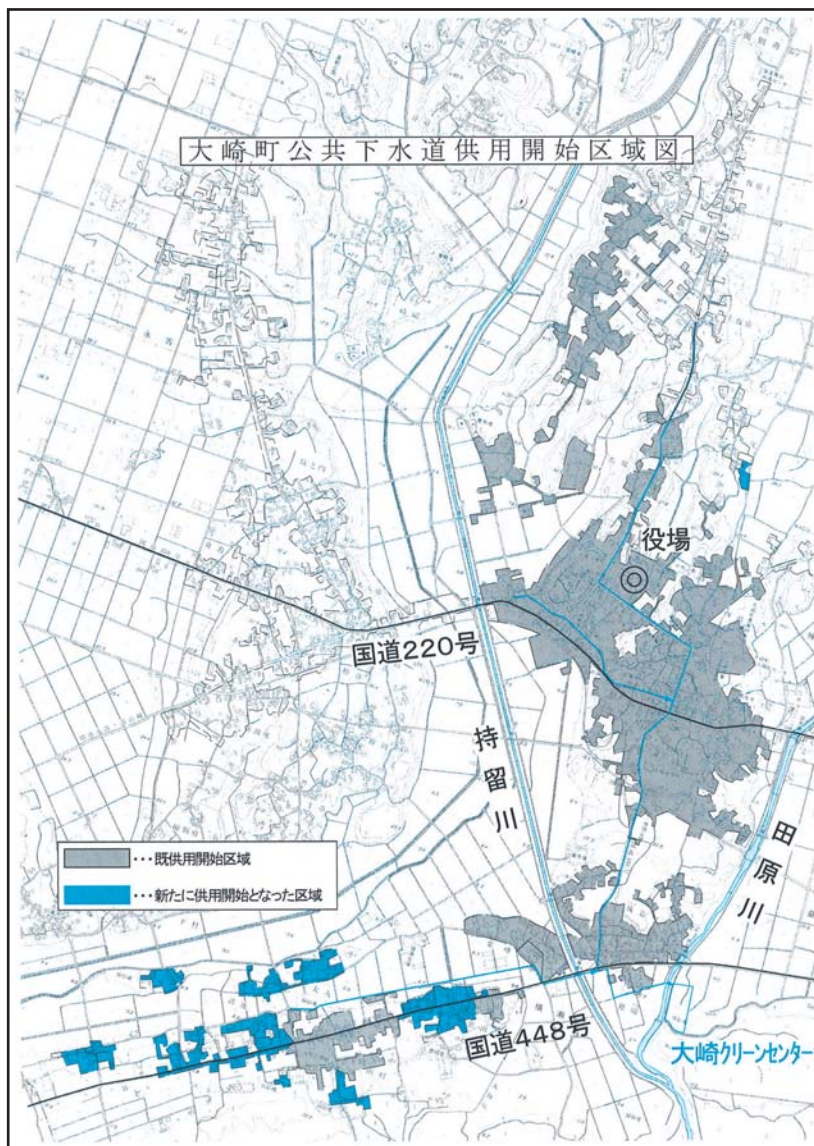


表-1

工事年度	補助金の額	
	汲取り便所改造	浄化槽廃止
1年目	12万円	8万円
2年目	8万円	6万円
3年目	4万円	
4年目以降	2万円	

表-2

人槽区分	補助額
5人槽	332,000円
6~7人槽	414,000円
8~10人槽	548,000円

既設の単独処理浄化槽を撤去して浄化槽を設置する場合、上記補助額に60,000円を限度として加算することができます。

大崎町では、快適な住環境の整備を進めるため、公共下水道事業に取り組んでいます。

これまで、約140haの区域について供用を開始しているところですが、下水道の整備を終えた区域では9割を超える方々が接続されたことにより、集落内を流れる排水路等の悪臭が解消し、また蚊やハエの発生も減少し、生活環境の改善が大きく図られています。

本年3月31日より下水道を使

用できる区域がさらに広がり、約159haとなりました。

新たに使用できるようになった区域は、大丸、中尾および新地、山村、浜田、丸尾などの一部です。使用開始となった区域内にある建物については、下水道への接続が義務付けられています。接続工事については、『大崎町排水設備指定工事店』へ早めにお申し込みください。

また、接続工事に要する費用の一部を補助する制度(表

1)がありますのでご活用ください。

●みなさまへお願い

下水道工事は、道路の中央付近を掘り、下水道管を埋設していくことから、工事中は皆さまにご迷惑をおかけすることと思いますが、今後も地元説明会を開催しながら整備を進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

●合併処理浄化槽の補助金制度について

公共下水道の認可計画区域外を対象に、合併処理浄化槽の普及促進に努めています。この合併処理浄化槽は、個人設置による家庭排水の処理施設です。設置される場合は、その費用の一部を補助する制度(表1・2)がありますのでご活用ください。

詳しくは、水道課下水道係へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 大崎町役場 水道課 下水道係 TEL099-476-1111 (内線245)